

の準備ができる。

実際の修繕に当たっては、つとめて標準工程にしたがって作業を進めてゆくが、特に修繕が長びいたり資材の準備がおくれたり、予測しない不良箇所のため標準工程どおりに進まないこともある。この実際に修繕に着手してから完了するまでの実日数を修繕日数と称し、これに休日や待合せ日時を加えた出場までの日数を在場日数という。貨車の修繕では在場日数が短いので時間を単位としている。(土岐実光)

しゃりょうしょうごうきてい 車両称号規程 国鉄において車両の称号、すなわち車両の名称・形式・番号のつけ方などを規定した法規(総裁達)である。これは車両の名称・番号などを統一して系統的に命名することにより、車両取扱上の便宜を得るためであってきわめて重要なことである。最初の制定は明治42年であって、国有化以前よりの各鉄道会社独自の形式・称号が統一された。その後この規程は昭和3年に改正され、番号のつけ方が一層規則的となったが、最近の車両の状況に合わない点があったため、昭和28年に改正されて今日におよんでいる。現在の称号規程は全17条からなり、根本的には昭和3年のものと大差はない。

第1条は鉄道車両の分類を規程しており、車両を大別して機関車・客車および貨車にわけている。機関車はさらに蒸気機関車・電気機関車・特殊機関車にわけている。電車・気動車は客車として取扱われている。第2条から第4条までは機関車の名称(学術的の呼び方)・形式を表わす記号および数字(たとえばD51, EF15など)・番号のつけ方などについて規定している。第5条から第8条までは客車(電車・気動車を含み狭義の客車)について、第9条から第11条までは電車、第12条は気動車、第13条から第16条までは貨車につきそれぞれ機関車の場合と同様のことについて規定している。(沢野周一)

しゃりょうしょうりょう 車両使用料 連絡運輸の場合他運輸機関所属の客車または貨車を運用した運輸機関が、その車両の所属運輸機関に対し、自線内在线時間に応じ支払う料金をいう。国鉄における料金単価はつぎのとおりである。

1 客 車

電 車

電 動 車	1 車 30 分につき	193円
制 御 車 及び付随車	同	75円

客 車

1 等車及び 1・2 等車	1 車 30 分につき	131円
2 等車及び 2・3 等車	同	84円
3 等車・荷物車 郵便車・その他	同	66円

2 貨 車

冷蔵車及び 活 魚 車

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車 1 時 間につき	28円
同	14 t 以上24 t 以 下のもの	同	43円
同	25 t 以上のもの	同	47円

タンク車

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車 1 時 間につき	22円
同	14 t 以上24 t 以 下のもの	同	25円
同	25 t 以上のもの	同	34円

そ の 他

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車 1 時 間につき	16円
同	14 t 以上19 t 以 下のもの	同	17円
同	20 t 以上24 t 以 下のもの	同	19円
同	25 t 以上のもの	同	24円

なお貨車については、2 の定めにかかわらず12時間までは、次の料金となっている。

冷蔵車及び 活 魚 車

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車につ き	56円
同	14 t 以上24 t 以 下のもの	同	86円
同	25 t 以上のもの	同	94円

タンク車

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車につ き	44円
同	14 t 以上24 t 以 下のもの	同	50円
同	25 t 以上のもの	同	68円

そ の 他

貨車標記 ト ン 数	13 t 以下のもの	1 車につ き	32円
同	14 t 以上19 t 以 下のもの	同	34円
同	20 t 以上24 t 以 下のもの	同	38円
同	25 t 以上のもの	同	48円

ただし1車10時間までは前号にかかわらず、10円(冷蔵車およびタンク車は16円)とする。(鈴木与吉)

しゃりょうせしゅくげんかい 車両接触限界 (英)clear-

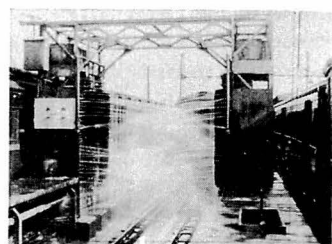
ance limit 線路の分岐箇所または交差箇所では、各線路上にある車両が他の線路を支障しない限界をいい、クリアランスともいう。この限界を表示するため、本線および車両入換のひん繁に行われる側線、その他とくに必要と認められる側線の、線路中心間隔4mの箇所(中心間隔4m未満の箇所では最大中心間隔の末端)には車両接触限界標が設けられている。また車両接触限界の内方とは車両が互いに支障しない側をいう。(三和達志)

しゃりょうせんじょうそうち 車両洗じょう装置 客車区・

電車区・気動車区等における車両外側の洗じょうを機械的に行う装置で、回転ブラシ式、薬品噴射式および両者併用がある。

回転ブラシ式

は線路の両側に、電動機で垂直軸のまわりに回転する円筒形ブラシおよびその前後に洗じょう用水の噴射柱を有し、車両の進入に際し水を噴射し、回転ブラシで汚れを落し、その後仕上げ用水を噴射して清掃する。



車両洗じょう装置(客車)

薬品噴射式は薬品噴射柱・洗じょう圧力水柱・中和剤噴射柱よりなり、進入車両に適当な薬品を噴霧状にして吹付け、化学的に溶解遊離した汚れを圧力水により洗い流し、さらに残留薬品を中和剤により中和し、その上圧力清水をかけ洗い落し洗じ